

尾道市公正入札調査委員会設置要領

平成8年9月1日制 定
平成9年4月1日一部改正
平成12年4月1日一部改正
平成16年4月1日一部改正
平成18年1月10日一部改正
平成19年4月1日一部改正
平成19年10月1日一部改正
平成26年3月18日一部改正
令和4年4月1日一部改正

1 趣旨

建設工事の入札の適正を期し、公正取引委員会との連携を図りつつ、入札談合に関する情報に対して適格な対応を行うため、公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

2 調査審議事項

委員会においては、工事について入札談合に関する情報があった場合には、次に掲げる事項を調査・審議するものとする。

- (1) 当該情報の信ぴょう性の判断及び公正取引委員会への通報
- (2) 事情聴取の実施及び入札の執行、延期、無効、中止又は契約解除の判断
- (3) その他入札の公正な執行を妨げるおそれがある場合等の対応

3 構成

委員会は、副市長を委員長とし、建設部長を副委員長とし、入札談合に関する情報に係る工事を所掌する課（以下「当該工事主管課」という。）を所掌する部長、契約担当課長及び当該工事主管課の長をもって構成するものとし、必要に応じて委員長代理を置くことができるものとする。

4 会議

委員会は、入札談合に関する情報があった場合に、必要に応じて随時会議を開くものとする。ただし、緊急やむを得ない事情があり、会議を開催することができない場合には、書類の回議をもって会議に替えることができるものとする。

5 事務局

委員会の事務局は、契約担当課に置くものとする。

6 この要領は、平成8年9月1日から施行する。